

当日資料

専門部会を構成する委員の選出について（案）

1 専門部会の構成と目的

専門部会は、景観に関し学識経験を有するもの及び関係行政機関の職員で構成され、本市の地域特性を踏まえた屋外広告物の規制・誘導のあり方について専門的に検討を行うこととします。

分 野	委 員
環境デザイン・景観工学	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境・造園	下村 泰彦 委員
歴史・文化	鵜島 三壽 委員
デザイン・景観・色彩	藤本 英子 委員
行 政	嶺倉 栄 委員

2 専門部会での検討内容

「枚方市都市景観基本計画」及び「枚方市景観計画」に即した屋外広告物等の規制及び誘導について、規制に係る許可基準や誘導基準となる「ガイドライン」等の内容および景観計画等の変更に係る内容を検討します。

3 専門部会を設置する根拠

本市付属機関条例第7条において、「会長は、付属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、付属機関に部会を置くことができる。」となっています。

枚方市景観審議会運営要領の改正について（案）

（傍線部は改正部分）

新（改正後）	旧（現 行）
<p>枚方市景観審議会運営要領 平成 24 年 10 月 5 日制定</p> <p>（趣旨） 第 1 条 この要領は、枚方市景観条例（平成 26 年枚方市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 37 条の規定に基づいて設置した枚方市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（分野別委員の指名） 第 2 条 審議会の会長は、諮問事項につき審議会における審議を円滑に行うための執行機関との調整を図るため、担当事務に関する分野において分野別委員を指名する。</p> <p>2 分野別委員に事故があるとき又は分野別委員が欠けたときは、会長が指名により定めることができる。</p> <p>（会長及び副会長への報告） 第 3 条 分野別委員は、前条による指名に基づいて執行機関との調整を行った場合は、会長及び副会長に調整内容を報告するものとする。</p> <p>（庶務） 第 4 条 審議会の庶務は、都市整備部都市整備推進室において処理する。</p> <p>附 則 この要領は、制定の日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、<u>平成 27 年 3 月 26 日</u>から施行する。</p>	<p>枚方市景観審議会運営要領 平成 24 年 10 月 5 日制定</p> <p>（趣旨） 第 1 条 この要領は、枚方市景観条例（平成 26 年枚方市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 37 条の規定に基づいて設置した枚方市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（分野別委員の指名） 第 2 条 審議会の会長は、諮問事項につき審議会における審議を円滑に行うための執行機関との調整を図るため、担当事務に関する分野において分野別委員を指名する。</p> <p>2 分野別委員に事故があるとき又は分野別委員が欠けたときは、会長が指名により定めることができる。</p> <p>（会長及び副会長への報告） 第 3 条 分野別委員は、前条による指名に基づいて執行機関との調整を行った場合は、会長及び副会長に調整内容を報告するものとする。</p> <p>（庶務） 第 4 条 審議会の庶務は、都市整備部都市整備推進室において処理する。</p> <p>附 則 この要領は、制定の日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。</p>

諮問事項（勧告、公表、変更命令等について）

分野	委員
環境デザイン・景観工学	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境・造園	下村 泰彦 委員
歴史・文化	鶴島 三壽 委員
デザイン・景観・色彩	藤本 英子 委員
法律	清水 正憲 委員
行政	嶺倉 栄 委員

諮問事項（枚方市都市景観基本計画及び景観計画の改訂について並びに屋外広告物等の規制及び誘導の検討について）

分野	委員
環境デザイン・景観工学	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境・造園	下村 泰彦 委員
歴史・文化	鶴島 三壽 委員
デザイン・景観・色彩	藤本 英子 委員
行政	嶺倉 栄 委員

諮問事項（勧告、公表、変更命令等について）

分野	委員
環境デザイン・景観工学	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境・造園	下村 泰彦 委員
歴史・文化	鶴島 三壽 委員
デザイン・景観・色彩	藤本 英子 委員
法律	清水 正憲 委員
行政	嶺倉 栄 委員

諮問事項（枚方市都市景観基本計画及び景観計画の改訂について）

分野	委員
環境デザイン・景観工学	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境・造園	下村 泰彦 委員
歴史・文化	鶴島 三壽 委員
デザイン・景観・色彩	藤本 英子 委員
行政	嶺倉 栄 委員

枚方市景観審議会運営要領（案）

平成 24 年 10 月 5 日制定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、枚方市景観条例（平成 26 年枚方市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 37 条の規定に基づいて設置した枚方市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（分野別委員の指名）

第 2 条 審議会の会長は、諮問事項につき審議会における審議を円滑に行うための執行機関との調整を図るため、担当事務に関する分野において分野別委員を指名する。

2 分野別委員に事故があるとき又は分野別委員が欠けたときは、会長が指名により定めることができる。

（会長及び副会長への報告）

第 3 条 分野別委員は、前条による指名に基づいて執行機関との調整を行った場合は、会長及び副会長に調整内容を報告するものとする。

（庶務）

第 4 条 審議会の庶務は、都市整備部都市整備推進室において処理する。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

□諮問事項（勧告、公表、変更命令等について）

分 野	委 員
環境デザイン・景観工学	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境・造園	下村 泰彦 委員
歴史・文化	鶴島 三壽 委員
デザイン・景観・色彩	藤本 英子 委員
法 律	清水 正憲 委員
行 政	嶺倉 栄 委員

□諮問事項（枚方市都市景観基本計画及び景観計画の改訂について並びに
屋外広告物等の規制及び誘導の検討について）

分 野	委 員
環境デザイン・景観工学	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境・造園	下村 泰彦 委員
歴史・文化	鶴島 三壽 委員
デザイン・景観・色彩	藤本 英子 委員
行 政	嶺倉 栄 委員